

学校法人菊武学園 名古屋産業大学 ガバナンス・コード適合状況に関する報告書
(令和6年8月9日)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説等
1-1 建学の精神	○	
1-2 教育と研究の目的	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説等
2-1 理事会	○	2-1
2-2 理事	○	2-2
2-3 監事	○	2-3
2-4 評議員会	○	2-4
2-5 評議員	○	2-5
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説等
3-1 学長	○	
3-2 教授会	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説等
4-1 学生に対して	○	
4-2 教職員等に対して	○	
4-3 社会に対して	○	4-3
4-4 危機管理及び法令順守	○	4-4
第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説等
5-1 情報公開の充実	○	5-1

適合状況の解説

2-1 (1) 理事会の役割
理事会は、法令及び寄附行為等に基づき、適切に運営がなされている。
2-2 理事
理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。 学内理事は外部理事に対し、各学校の教育活動その他学校運営の状況に関する情報を提供するとともに、外部理事から様々な助言を受け、効率的に業務の執行が行われるよう努めている。

2-3 監事
監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査するとともに、令和5年度における監査報告書を作成し、令和6年5月17日（当該年度終了後2か月以内）開催の理事会及び評議員会に提出している。
2-4 評議員会
評議員会は、法令及び寄附行為等に基づき適切に運用がなされている。
2-5 評議員
学外評議員に対しては、評議員会終了後、出席評議員全員による意見交換の場を設け、各学校の教育活動などの報告や様々な情報提供に努めている。
4-3 社会貢献・地域連携
地元の尾張旭市や近隣の瀬戸市と連携し、市民向け講座や絶滅危惧種の保護活動、環境教育を継続して実施し、本学の教育・研究活動の成果を地域に還元している。
4-4 危機管理及び法令順守
令和5年4月1日より「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を施行し、ハラスメントの定義や禁止行為、対応方法等をより明確にした。
5-1 情報公開の充実
「名古屋産業大学 内部質保証方針」を定めることにより責任体制を明確にし、内部質保証に関するPDCAサイクルを機能させるとともに、社会に対する説明責任を果たすため、教育活動の状況、自己点検・評価の結果、認証評価機関等からの指摘事項とそれらへの対応状況等を本学ホームページで公表している。 URL（情報公開） https://www.nagoya-su.ac.jp/guide/disclosure/ （授業評価関連） https://www.nagoya-su.ac.jp/guide/voice/